

(説明会御出席の皆様へ)

本日、用いる資料につきましては、埼玉労働局ホームページにアップロードしておりますので、あらかじめダウンロードの上、お手元にご準備ください。

掲載場所：右記二次元バーコード

埼玉労働局HP

＞ オンライン説明会【お申込・資料ダウンロード】



労働安全衛生法に基づく医療機関における 放射線障害防止対策説明会

日時：第1回 令和7年6月20日（金）15時 ～

第2回 同年7月18日（金）13時30分～

第3回 同年7月18日（金）15時30分～

オンライン（ZOOM）による開催

埼玉労働局

労働基準部 健康安全課

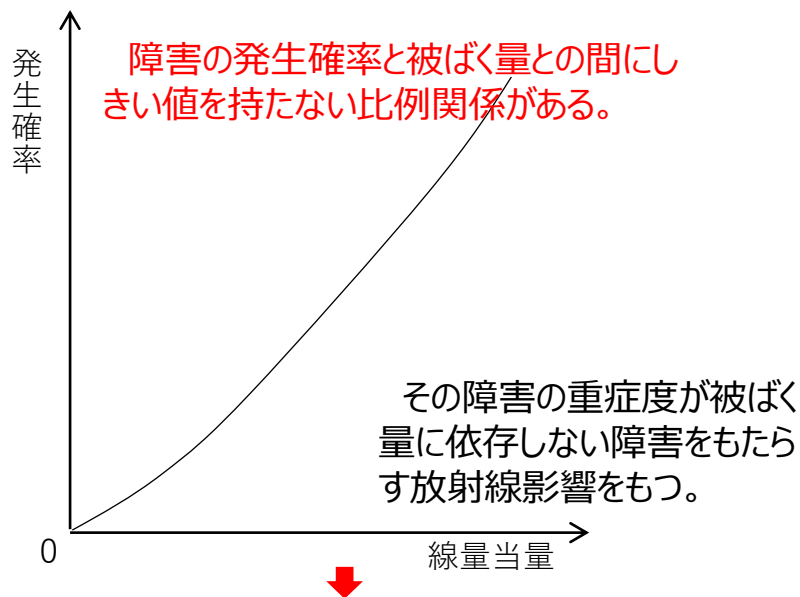


放射線障害防止の基本原則 (電離則第1条)

第1条

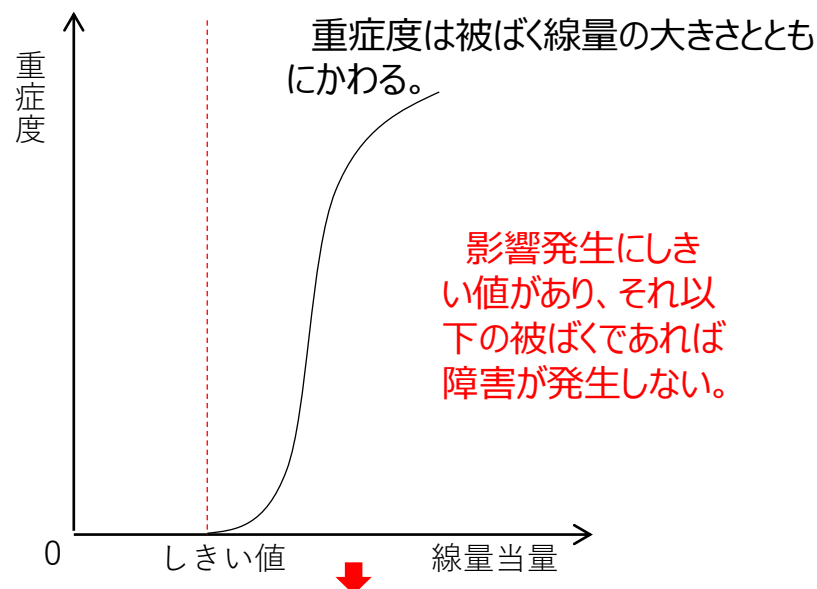
事業者は、労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならない。

確率的影響：がん等



わずかなばく露でも重篤な症状の発生可能性を否定できない。

確定的影響：白内障、皮膚障害等



適切にしきい値を超えないよう管理をすることで症状発生を防止することができる。

電離則における電離放射線

第2条第1項

この省令で「電離放射線（以下「放射線」という。）」とは次の粒子線又は電磁線をいう。

- 一 アルファ線、重陽子線及び陽子線
- 二 ベータ線及び電子線
- 三 中性子線
- 四 ガンマ線及びエックス線

放射線とは、物質から放出されるエネルギー及び原子を構成する粒子の流れを総称するものであるが、とりわけこれらのうち生物に「電離作用」を起こして生物学的影響を与えるものと「電離放射線」という。

電離則では、これら「電離放射線」を対象として諸種の規制を行っているものである。

「紫外線」については可視光線中にも含まれており、また電離作用についても極めて微弱であることから電離放射線には含まれない。

放射線の特徴

①透過力

放射線が物をつき抜ける力

②電離作用

放射線が物質中に入ってきて原子に刺激を与え、その原子がプラス及びマイナスの電荷を帯びることである。



放射線が生体に当たることによって、染色体や細胞の破壊、死滅等を起こし、各器官に病的変化を生じさせる。

電離則における放射線業務 (電離則第2条第3項関係)

第2条第3項

この省令で「放射線業務」とは、労働安全衛生施行令別表第二に掲げる業務をいう(一部省略)。

【安全衛生施行令別表第2】

- 一 エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務
- 二 サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用又は電離放射線(アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線及びエックス線をいう。第五号において同じ。)の発生を伴う当該装置の検査の業務
- 三 エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務
- 四 厚生労働省令で定める放射性物質を装備している機器の取扱いの業務
- 五 前号に規定する放射性物質又は当該放射性物質若しくは第二号に規定する装置から発生した電離放射線によつて汚染された物の取扱いの業務
- 六 原子炉の運転の業務
- 七 坑内における核原料物質(原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第三号に規定する核原料物質をいう。)の掘採の業務

電離放射線にさらされるおそれのある業務のほとんどが対象と考えてよい。

参考：用語の意味

用語	解説
線量	電離則では、「等価線量」、「実効線量」及び「線量当量」を包括的にあらわす用語として用いられている。
等価線量	放射線が人体に与える影響のうち、確定的影響を評価するための量であり、人体の特定の組織・臓器が受けた吸収線量（組織・臓器 1 kg 当りに吸収されたエネルギー）に係数（放射線荷重係数）を乗じるこ ろにより求められる。単位は「ジュール毎キログラム」、その別称は「シーベルト」である。
実効線量	放射線が人体に与える影響のうち、確率的影響を評価するための量であり、人体の各組織・臓器が受けた等価線量に係数（組織荷重係数）を乗じたものを加算することにより求められ、電離則では、人体が受ける放射線の量を直接表す場合と作業環境中の放射線の量を表す場合の二通りに用いられている。単位は「ジュール毎キログラム」、その別称は「シーベルト」である。
線量当量	電離則では、1 センチメートル当量及び70マイクロメートル当量を包括的にあらわす用語として用いられる。

管理区域に係る措置

第3条第1項

放射線業務を行う事業の事業者(第六十二条を除き、以下「事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する区域(以下「管理区域」という。)を標識によつて明示しなければならない。

- 一 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が三月間につき1.3ミリシーベルトを超えるおそれのある区域
- 二 放射性物質の表面密度が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えるおそれのある区域

【管理区域にかかる主な措置事項】

- 管理区域であることを標識によって明示すること（上記参照）。
- 必要のある者以外の者を管理区域に立ち入らせないこと（同条第4項）
- 管理区域内の見やすい箇所に次の事項を掲示すること（同条第5項）。
 - ① 放射線測定器の装着に関する注事事項
 - ② 放射性物質の取扱い上の注事事項
 - ③ 事故が発生した場合の応急措置等放射線による労働者の健康障害防止に必要な事項
- しゃ蔽の増強等により管理区域の外側箇所に滞在する労働者の一年間の実効線量が公衆の一年間の被ばく線量限度である「1ミリシーベルト」を超えないようする（望ましい）。

管理区域に係る措置

【管理区域にかかる主な措置事項（続き）】

- 管理区域内において放射線業務に従事する労働者について被ばく限度を超えないように管理すること（第4条～第7条の3関係）。
- 放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域内に一時的に立ち入る労働者について被ばく量を測定、確認及び記録すること（第8条・第9条関係）
- 作業環境測定（線量当量等の測定等）を実施し、記録保存すること（第53条・第54条関係）。
- 放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後六か月以内ごとに医師による電離放射線健康診断を実施すること（第56条）。
- 電離放射線健康診断の結果、異常の所見が認められた労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師に意見聴取すること（第57条の2関係）
- 電離放射線健康診断実施後、遅滞なく、電離放射線健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出すること（第58条関係）。

管理区域内において放射線業務に従事するものの被ばく限度

(実効線量の限度・電離則第4条関係)

区分	実効線量の限度 (以下の値を超えないようにしなければならない)
①放射線業務従事者	・5年間に付き100ミリシーベルト ・1年間に付き50ミリシーベルト
②女性の放射線業務従事者 (※妊娠する可能性がないと判断された者及び妊娠と診断されたときから出産までの間の者を除く。)	・3か月に付き5ミリシーベルト
③妊娠と診断された女性	妊娠と診断されたときから出産まで間に付き、 ・内部被ばくによる実効線量 1ミリシーベルト ・腹部表面に受ける等価線量 2ミリシーベルト ➡胎児が受ける被ばく量を公衆被ばくと同程度以下とする趣旨である。

※上記のほか電離則第7条～第7条の3において、緊急作業時等に係る被ばく限度が規定されている。

管理区域内において放射線業務に従事するものの被ばく限度

(等価線量の限度・電離則第5条関係)

区分	等価線量の限度 (以下の値を超えないようにしなければならない)
①眼の水晶体に受ける等価線量	・5年間につき100ミリシーベルト ・1年間につき50ミリシーベルト ※一部の医師について経過措置あり(次頁にて詳解)
②皮膚に受ける等価線量	・1年間につき500ミリシーベルト

※上記のほか電離則第7条～第7条の3において、緊急作業時等に係る被ばく限度が規定されている。

参考：

健康診断を行う年の前年1年間に、眼の水晶体に受けた等価線量が20ミリシーベルトを超え、かつ当年1年間に眼の水晶体に受ける等価線量が20ミリシーベルトを超えるおそれのある者については、電離放射線健康診断において、白内障に関する眼の検査を省略することは適当ではありません。またこのような者の白内障に関する検査は、眼科医により行われることが望まれます。

参考：眼の水晶体の等価線量限度に係る経過措置対象医師

「経過措置対象医師」とは

放射線業務従事者のうち、

- 遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなお眼の水晶体に受ける等価線量が5年間につき100ミリシーベルトを超えるおそれのある医師で、
- その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、
- そのために後任者を容易に得ることができないものである。

上記により経過措置が適用される医師に対する水晶体の等価線量の限度は、

令和3年4月1日～令和5年3月31日 50ミリシーベルト/年 ・・経過措置期間①

令和5年4月1日～令和8年3月31日 60ミリシーベルト/3年 かつ 50ミリシーベルト/年 ・・経過措置期間②

令和8年4月1日～ 100ミリシーベルト/5年 かつ 50ミリシーベルト/年

(電離放射線障害防止規則 附則 (令和2年4月1日厚生労働省令第82号第2条) 参照)

●留意点&ポイント

- ✓ 経過措置を受けるためには、令和5年3月31日までに対象医師を指定しておく必要があります。
 - ✓ 指定に当たっては衛生委員会等においてその妥当性についてあらかじめ調査審議を行う必要があります。
 - ✓ 経過措置を受ける医師については、その旨を本人に通知するとともに、氏名、移籍登録番号、診療科名、経過措置対象となる具体的事由(※)を記録して令和8年3月31日まで保存しておかなければなりません。
- ㊦ 本経過措置は、「医療分野において、熟練を要する治療を実施する医療機関や少数の医師で救急医療等を行う医療機関が存在すること、放射線業務に従事する医師を柔軟に増員することが困難であること等」の現状背景を踏まえてものです。

※「具体的事由」については、「5年間で100ミリシーベルトを超えるおそれがある」ことの具体的事由に加え、「当該医師が行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつそのために後任者を容易に得ることができない」ことの具体的事由を明らかにしてください。

放射線業務従事者の被ばく限度に係る主な留意点

- 測定期間である「5年間」の途中に新たに管理区域に立ち入る労働者が生じた場合には、当該5年間の始期より当該管理区域に立ち入るまでの被ばく線量を当該労働者が前の事業場から交付を受けた線量記録により確認すること。
※労働者がこれを有していない場合には、前の事業場から再交付を受けるようにすること。
- 実効線量限度が「5年間に付き100ミリシーベルト」とされていることから、年間20ミリシーベルトを超える労働者がいる場合には、作業環境、作業方法及び作業時間等の改善によって被ばくの低減を図ること。
- 眼の水晶体の等価線量が「5年間に付き100ミリシーベルト」とされていることから、年間20ミリシーベルトを超える労働者がいる場合には、作業環境、作業方法及び作業時間等の改善によって被ばくの低減を図ること。
※衛生委員会等において被ばくの低減等、健康確保に必要な事項について調査審議を行うこと。
- 妊娠者については特別の基準が設けられ、厳格に管理する必要があることから、線量管理を行う者に対して「妊娠した事実」が適切に共有されるよう仕組みを構築すること。
- 「妊娠する可能性がない」と診断された者については、一般の実効線量限度の適用を受けるが、この規定をもって、当該診断を受けた女性がその旨を事業者に申告することを義務付ける趣旨に解してはならないこと。

参考：被ばくの低減措置について

改善措置の例としては、防護クロスの使用、適切な位置での遮蔽板（天吊り防護板、防護衝立、寝台鉛カーテン等）の使用、防護眼鏡の着用、必要に応じて診療に影響を及ぼさない範囲での適切な透視モード（フレームレートを下げる、透視視野を絞る、正/側面同時透視を避ける等）の選択等が挙げられる。

「医療スタッフの放射線安全に係るガイドライン」、「循環器診療における放射線被ばくに関するガイドライン」等の関連学会が発行するガイドラインも改善措置の参考となる。



☞ 医療スタッフの放射線安全に係るガイドライン

循環器診療における放射線被ばくに関するガイドライン

（（一社）日本循環器学会ホームページにおいて公表されている。同サイトでは解説動画も公開されている。）



被ばくによる線量測定

第8条第1項

事業者は、放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定しなければならない。

ポイント📌

測定対象は、放射線業務従事者だけではなく、「**管理区域に一時的に立ち入る労働者**」も含まれる。

「管理区域に一時的に立ち入る労働者」

・・管理区域内で放射線業務を行わない労働者のことをいう。例としては放射線業務従事者との連絡、放射線業務従事者の監督等のために業務上管理区域に一時的に立ち入る必要がある労働者で管理区域内で放射線業務を行わない者がある。

【参考】「管理区域に一時的に立ち入る労働者」 に係るみなし測定

次のイ及びロのいずれにも該当する場合は、（電離則第8条）第1項に規定する線量の測定を行ったものとみなして取り扱って差し支えないこと。

ア 管理区域内における当該労働者の外部被ばくによる実効線量が計算により求められ、その値が0.1ミリシーベルトを超えないことが確認できる場合又は当該労働者が管理区域内において放射線業務従事者と行動をともにする場合であって、当該放射線業務従事者の過去の被ばく状況から当該立入の間の外部被ばくによる実効線量が明らかに0.1ミリシーベルトを超えないことが確認できるとき

イ 当該労働者の内部被ばくがない場合又は内部被ばくによる実効線量が空気中の放射性物質の濃度及び立入時間により算出でき、かつ、その値が0.1ミリシーベルトを超えないことが確認できる場合

ポイント

管理区域に一時的に立ち入る労働者であって、外部被ばくと内部被ばくによる実効線量がともに0.1ミリシーベルトを超えないことが明らかであることを確認できる場合には、線量測定を行ったものとみなすことができる。

上記により、線量の測定を行ったものとみなした労働者について、事業者は、当該労働者の管理区域への立入りの記録を次の事項について行い、これを少なくとも立入後一年間保存することが望ましいこと。

ア 管理区域に立ち入った年月日及び時刻並びに当該管理区域から退出した年月日及び時刻

イ 管理区域のうち立ち入った場所

ウ 管理区域に立ち入った目的及び作業内容

エ 管理区域内で当該労働者と行動をともにする放射線業務従事者等で線量の測定を行った者がいた場合は、当該者の氏名、所属及び職務内容

（平成13年3月30日付け基発第253号 参照）

線量測定および算定方法の一部変更 (電離則第8条第3項・告示第3条)

電離則第8条第1項の放射線業務従事者などの管理区域内で受ける外部被ばくによる線量の測定は、

・1センチメートル線量当量、3ミリメートル線量当量および70マイクロメートル線量当量のうち、実効線量および等価線量の別に応じて、放射線の種類およびその有するエネルギーの値に基づき、線量を算定するために適切と認められるものについて行うことが必要です。

・また眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類およびエネルギーの種類に応じて、1センチメートル線量当量、3ミリメートル線量当量または70マイクロメートル線量当量のうちいずれか適切なものによって行うことが必要です。

眼の水晶体に受ける等価線量は、3ミリメートル線量当量の測定による算定を原則とします。ただし、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定、確認することで3ミリメートル線量当量が眼の水晶体の等価線量限度を超えないように管理できる場合は、これらのうち適切な線量当量による算定でも差し支えありません。

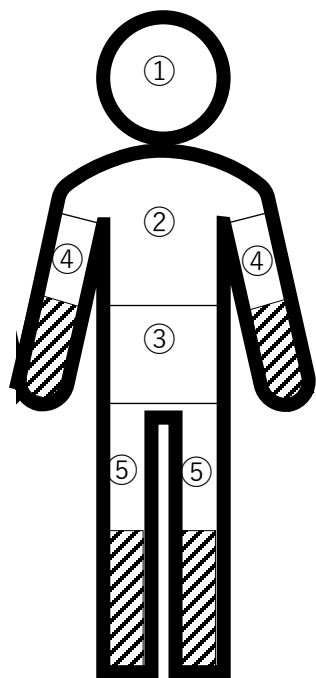
外部被ばくによる線量測定

第8条第3項

第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、次の各号に掲げる部位に放射線測定器を装着させて行わなければならない。ただし、放射線測定器を用いてこれを測定することが著しく困難な場合には、測定器によつて測定した線量当量率を用いて算出し、これが著しく困難な場合には、計算によつてその値を求めることができる。

- 一 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあつては胸部、その他の女性にあつては腹部
- 二 頭・頸（けい）部、胸・上腕部及び腹・大腿（たい）部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位（これらの部位のうち最も多く放射線にさらされるおそれのある部位が男性又は妊娠不能である女性にあつては胸部・上腕部、その他の女性にあつては腹・大腿（たい）部である場合を除く。）
- 三 最も多く放射線にさらされるおそれのある部位（中性子線の場合を除く。）が頭・頸（けい）部、胸・上腕部及び腹・大腿（たい）部以外の部位であるときは、当該最も多く放射線にさらされるおそれのある部位

放射線測定器の装着部位について



- ① 頭部・頸部
- ② 胸部
- ③ 腹部
- ④ 上腕部
- ⑤ 大腿部
- ▨ その他の部位

第8条第3項第1号

- ・男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあつては②胸部に装着する。
- ・その他の女性にあつては③腹部に装着する。

第8条第3項第2号

- ・第1号の規定により放射線測定器を装着した部位以外により多くの放射線にさらされる部位があれば、その部位（①頭頸部、④上腕部、⑤大腿部）に装着する。

第8条第3項第3号

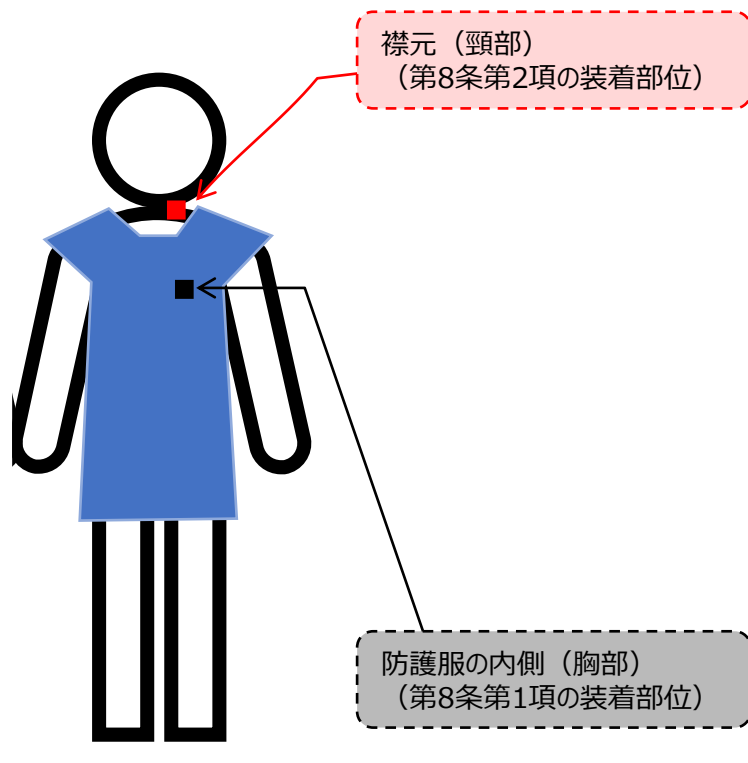
- ・最も多くの被ばくがあると考えられる部位が第1号及び第2号以外であるときには、その部位（▨その他の部位）に装着する。



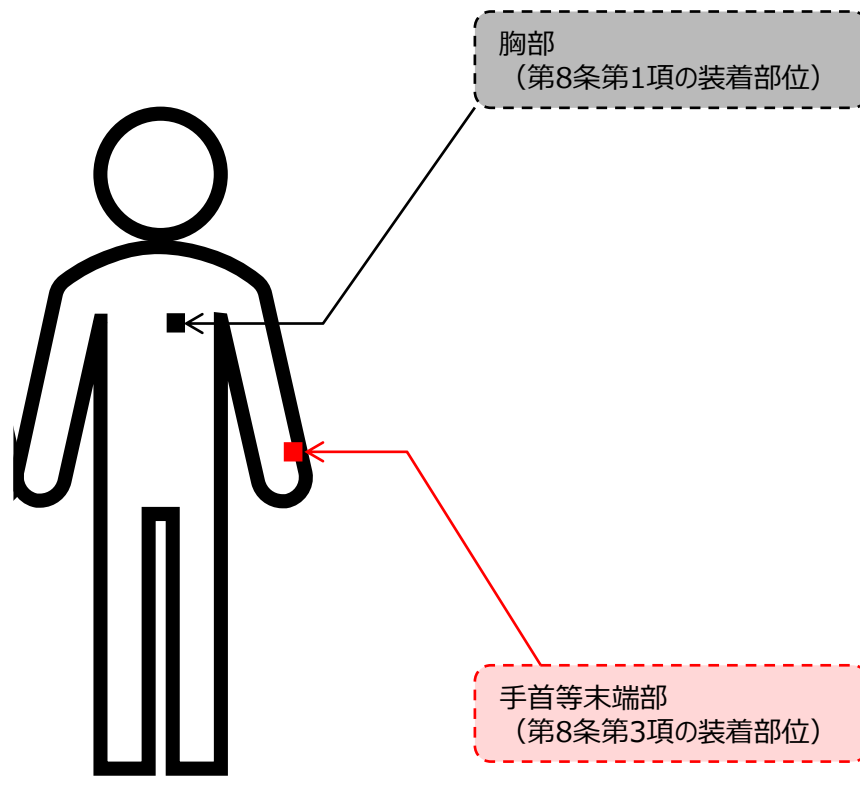
各部位において、それぞれが受ける線量当量に差異があると特定される場合には、不均等被ばくがあると判断し、不均等ばく露測定を行う。

不均等被ばく時の測定の例

例 1 防護エプロンを着用する場合
(※男性又は妊娠可能性がないと診断された女性のケース)
➡体幹部で不均等ばく露が発生する。



例 2 エックス線透視下での手術をする場合
(※男性又は妊娠可能性がないと診断された女性のケース)
➡手首等末端部において不均等ばく露が生じる。

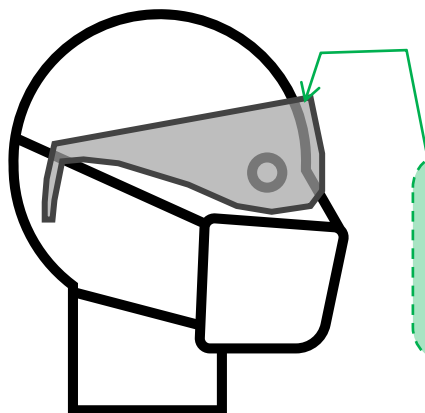


参考： 防護眼鏡等装着時における線量測定について

新電離則第8条第3項では、外部被ばくによる線量の測定は同項各号に掲げる部位（以下「法定の部位」という。）に放射線測定器を装着して行うこととしている。一方、防護眼鏡その他の放射線を遮蔽して眼の水晶体に受ける等価線量を低減する効果がある個人用防護具（以下「防護眼鏡等」という。）を使用している場合には、法定の部位に装着した放射線測定器による測定だけでは、必ずしも眼の水晶体に受ける等価線量を正確に算定することができない。

このような場合には、法定の部位に加えて、防護眼鏡等によって受ける等価線量が低減されている状態の眼の水晶体の等価線量を正確に算定するために適切な測定が行える部位に放射線測定器を装着し、当該放射線測定器による測定の結果に基づき算定した線量を第9条第2項第5号の記録及び保存すべき眼の水晶体の等価線量としても差し支えないこと。

（令和2年10月27日付け基発1027第4号 参照）



☞ 眼の水晶体に受ける等価線量の低減には防護眼鏡の使用が有効です。

☞ 防護眼鏡等の使用時には、これまで説明した電離則第8条第3項に基づく法定装着部位に加え、防護眼鏡の内側等で測定した結果に基づき算定した眼の水晶体の等価線量を記録・保存の対象としても差し支えない。

内部被ばくによる線量測定（電離 則第8条第4項関係）

第8条第4項

第一項の規定による内部被ばくによる線量の測定は、管理区域のうち放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者について、三月以内(緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性、一月間に受ける実効線量が1.7ミリシーベルトを超えるおそれのある女性(妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。)並びに妊娠中の女性にあつては一月以内)ごとに一回行うものとする。

ただし、その者が誤つて放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取したときは、当該吸入摂取又は経口摂取の後速やかに行うものとする。

ポイント📌

「管理区域のうち放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所」には、第22条に規定する放射性物質取扱作業室、核原料物質の掘採現場及び原子力施設における放射性物質により汚染されている区域等があること。

線量測定結果の確認・記録・保存期間（電離則第9条）

- ① 1日における外部被ばくによる線量が1センチメートル線量当量について1ミリシーベルトを超えるおそれがある労働者については、外部被ばくによる線量当量の測定結果を毎日確認すること。
👉この場合、警報付き放射線測定器を装着させる等、一定限度以上の被ばくを避けるよう配慮しましょう。
- ② 放射線業務従事者の線量測定等結果に基づき、厚生労働大臣が定めるところにより線量を算定し、当該結果等の記録を30年間保存すること（※当該記録を5年間保存した後に厚生労働大臣が指定する引き渡すときはこの限りではない。）。
👉算定・記録項目は電離則第9条第2項第1号～第6号のとおり
- ③ 放射線業務従事者に上記記録に基づく線量を、遅滞なく知らせること。

電離放射線健康診断に係る流れ

電離放射線健康診断の実施（電離則第56条ほか） 次頁にて詳解

所見ありの場合

電離放射線健康診断の結果についての医師からの意見聴取（電離則第57条の2）

- ・放射線による障害が生じている
- ・もしくは、その疑いがある
- ・または放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる

☞ 判断は健康診断を実施した医師が行う

☞ 「その疑いがあり」とは、現在異常所見が認められるが、それが放射線業務に従事した結果生じたものであるかどうか判断が困難である場合等を言う。

電離放射線健康診断等に基づく措置（電離則第59条）

その障害、疑い又はおそれなくなるまで、

- ・就業する場所又は業務の転換
 - ・被ばく時間の短縮
 - ・作業方法の変更等
- の健康保持に必要な措置を講じる

電離放射線健康診断等の結果に基づき、電離放射線健康診断個人票（様式第1号の2）を作成（電離則第66条の3ほか）。

☞ 30年間保存すること（※当該記録を5年間保存した後に厚生労働大臣が指定する引き渡すときはこの限りではない。）。

電離放射線健康診断の結果の労働者への通知（電離則第57条の3）

電離放射線健康診断結果報告書の提出（電離則第58条）

☞ 電子申請が便利です
※労働安全衛生法に基づく一部の届出については電子申請が義務化されています。²²

電離放射線健康診断（電離則第56条ほか）

放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者に対し、雇入れ・配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行うこと。

- ① 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する方は、作業の場所、内容と期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無、その他放射線による被ばくに関する事項）
- ② 白血球数と白血球百分率の検査
- ③ 赤血球数の検査と血色素量の両方、又はヘマトリット値の検査
- ④ 白内障に関する眼の検査（※1）
- ⑤ 皮膚の検査

※1 雇入れ・配置替えの際の健康診断では、④白内障に関する眼の検査については、使用する線源の種類等に応じて省略できます。
☞ 水晶体の混濁を起こす作用の強い中性子線源や眼に大量のX線やガンマ線を受けるおそれのある状況下の業務は省略すべきではない。それ以外の業務については、白内障を発症させるおそれがほとんどないと考えられているため、省略可能である。

健康診断を行う年の前年1年間に、眼の水晶体に受けた等価線量が20ミリシーベルトを超え、かつ当年1年間に眼の水晶体に受ける等価線量が20ミリシーベルトを超えるおそれのある者については、電離放射線健康診断において、白内障に関する眼の検査を省略することは適当ではありません。またこのような者の白内障に関する検査は、眼科医により行われることが望まれます（前掲 スライド8 参照）。

※2 6か月以内ごとに1回、定期に行う健康診断では、

・医師が必要でないと認めるときは、②～⑤の項目の全部または一部を省略できます。

・健康診断を行おうとする日の属する年の前年1年間に受けた実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ、健康診断を行おうとする日の属する1年間に受ける実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれがない方は、②～⑤の項目は、医師が必要と認めないときは、行う必要はありません。

放射線装置の届出 (安衛法第88条第1項ほか)

放射線装置を設置し、若しくは移転し、又は主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の30日前までに労働基準監督署長に届出すること。

ここでいう放射線装置は、電離則第15条第1項の放射線装置（※1）のことをいい、放射線同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第12条の5第2項に規定する表示付認証機器又は同条第3項に規定する表示付特定認証機器を除きます。

※1 具体的には、電離則第15条第1項の放射線装置として

- ・エックス線装置
 - ・荷電粒子を加速する装置
 - ・エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査を行う装置
 - ・放射性物質を装備している機器
- が規定されている。

※2 除外される「表示付認証機器又は同条第3項に規定する表示付特定認証機器」

・・・文部科学大臣又は登録認証機関が、機器の設計、使用条件及び品質管理の方法について審査し、通常の使用方法であれば、特別な管理を要することなく安全性を十分に担保できることを認証したものであることを表示した機器をいう。当該機械には設計認証印又は特定設計認証印、『文部科学大臣』の文字（登録認証機関が認証を行った場合は、当該登録認証機関の名称又はそれを特定できる文字若しくは記号）及び設計認証又は特定設計認証に係る認証番号が表示されている。

表示付認証機器の例としてガスクロマトグラフ、表示付特定認証機器として煙感知器、レーダー受信部切替放電管等が想定されている。

放射線装置の届出 (安衛法第88条第1項ほか)

様式第20号 (第86条関係)

事業場の名称		機械等設置・移転・変更届	
事業の種類		事業場の名称	
設置地		主たる事務所の所在地	電話 ()
計画の概要			
製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数	種類等	取扱い量	従事労働者数 男 女 計
計画者の氏名	印		
工事着手予定年月日	工		
年 月 日			

労働基準監督署長 殿

備考

- 表題の「設置」、「移転」及び「変更」
 - 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類
 - 「設置地」の欄は、「主たる事務所の所在地」
 - 「計画の概要」の欄は、機械等の設置、
 - 「製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数」の欄は、別表第7の13の項から25の項まで（22の項を除く）に記入すること。
- この場合において、以下の事項に注意
- イ 別表第7の21の項の上欄に掲げる機械等の記入は要しないこと。
- ロ 「種類等」の欄は、有機溶剤等において第1項第3号から第5号までに其記載等については他記載、他又は電磁波等又は船舶又は航空機の航行の安全に関与する機械等の場合は、別表第7の14の項の上欄に掲げる機械等と記入すること。
- ニ 「従事労働者数」の欄は、別表第7

① 機械等設置・移転・変更届（様式第20号）

様式第27号 (別表第7関係)

放射線装置摘要書

事業場の名称	
放射線装置の種類	
用途	
台数	
性能	
上記の放射線装置による健康障害を防止するための設置の概要	

備考

- 「種類」の欄には、次の区分により記入すること。
 エックス線装置……医療用エックス線装置、工業用エックス線装置
 放射線発生装置……サイクロトロ、ベータ線源、シンクロトロン、ファンデグラーフ型加速器、コックロフトワルトン型加速器、直線加速器、その他
 放射性物質を保管している容器……ガンマ線照射装置、その他の放射性物質を保管している容器
 エックス線管……放射線発生装置又はエックス線の発生を伴うこれらの装置……放射線発生装置
 「用途」の欄には、次の区分により記入すること。
 医療用エックス線装置……診断用、治療用
 工業用等のエックス線装置……非破壊検査用（線形用）、非破壊検査用（透視用）、その他
 放射線発生装置……医療用、非破壊検査用、その他の研究用
 放射性物質を保管している容器……医療用、非破壊検査用、その他の研究用
 「性能」の欄には、次の事項を記入すること。
 エックス線装置……定格出力
 放射線発生装置……放射線の種類、得られるエネルギー(MeV)
 放射性物質を保管している容器……放射線発生装置中の放射性物質の種類の種類及び数量(Bq)
 「上記の放射線装置による健康障害を防止するための設置の概要」の欄には、当該放射線装置を設置する室の壁、床等の構造及び材料並びに遮蔽装置、放射線測定装置の種類、型式及び台数等について記入すること。

② 放射線装置摘要書（様式第27号）

放射線装置の届出の際は、左に示す①機械等設置・移転・変更届（様式第20号）及び②放射線装置摘要書（様式第27号）のほか、

- 管理区域を示す図面
- 放射線装置を用いる業務、製品及び作業工程の概要を明らかにする資料

を添付して所轄労働基準監督署長に提出する。

事業場において届出の控えの保管が必要である場合には、正本・副本の2セット（添付資料含む）準備するようにする。

放射線被ばく管理マネジメントシステム

労働安全衛生マネジメントシステム

(OHSMS : Occupational Health and Safety Management System)

労働安全衛生法令や企業の自主的活動等、労働安全衛生活動を組織的かつ体系的に運用するための仕組みのことを言う。

OHSMSの仕組みの中心には、PDCAサイクルがあり、事業場の安全衛生水準の向上に継続的に取り組むことによって、労働災害の防止のみならず、働く人すべてが健康で安全が確保できる職場形成を目指す。

☞ 放射線被ばく管理マネジメントシステムでは、放射線業務従事者等の被ばく低減を目的に、経営トップによる方針表明、リスクアセスメントの実施、目標の設定、計画の作成・実施、評価・改善を行います。

放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業

本事業では、放射線業務を行う医療機関を対象に、放射線被ばく管理マネジメントシステムの導入を通じた放射線管理体制の強化を支援しています。

主な事業内容は（１）病院長などの経営者層の方を主な対象とした「講演会」、（２）放射線MSの導入と効果的な運用を進めるための全般的知識を学べる「基礎研修」、（３）放射線MS導入後の内部監査を詳細に学べる「専門研修」、（４）周囲の医療機関が実際に活用している放射線MSの事例を見聞きできる「報告会」があります。

詳しくは、本事業の特設WEBサイトをご覧ください。

URL : <https://www.rad-ms.mhlw.go.jp/>

